

法令に基づく計画の策定に関する整理について

政策室	
根拠法令	まち・ひと・しごと創生法第10条「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」
策定状況	策定済「狛江市総合戦略」
—	
根拠法令	男女共同参画社会基本法第14条第3項「当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」
策定状況	策定済「狛江市男女共同参画推進計画」
—	
根拠法令	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項「当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」
策定状況	策定済「狛江市男女共同参画推進計画」
—	

総務課	
<u>根拠法令</u>	<u>官民データ活用推進基本法第9条第3項「市町村官民データ活用推進計画」</u>
<u>策定状況</u>	<u>策定予定</u>
<u>策定予定時期</u>	<u>官民データの活用については、狛江市だけで取り組むことにより得られる成果は限られており、広域的に取り組む必要があることから、都内の他自治体の取組状況を勘案して、計画の策定時期を検討する。</u>

安心安全課	
根拠法令	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第 13 条「国土強靱化地域計画」
策定状況	策定する予定はない
策定しない理由	<p>国土強靱化地域計画は、従来の意味での「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な計画であり、狛江市が実効性のある同計画を策定するに当たっては、類似団体の計画等の調査研究が必要である。都内市区町村で策定しているのは荒川区のみであるため、当面は、基本計画、地域防災計画、国民保護計画、都市計画マスタープラン、商業振興プラン等の個々の計画に基づき、国土強靱化地域計画の趣旨に沿った施策を展開していく。</p> <p><u>ただし、計画策定が国庫補助の採択条件となるため、施策に国庫補助の活用が見込まれる場合には、計画策定を改めて検討する。</u></p>
根拠法令	<u>再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条第 1 項「地方再犯防止推進計画」</u>
策定状況	<u>策定する予定はない</u>
策定しない理由	<u>市の現状として、再犯防止に向けた対応は保護司を中心に行っており、その規模も計画とするほどのレベルにないため、策定しないこととする。</u>

職員課	
根拠法令	<u>地方自治法第 150 条第 2 項「内部統制に関する方針」</u>
策定状況	<u>策定する予定はない</u>
策定しない理由	<u>他の自治体の導入状況や国の動向を見ながら、導入の是非を含めた検討を進めていく。</u>

施設課	
根拠法令	公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律第9条「区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」
策定状況	策定する予定はない
策定しない理由	<p>(公共建物部分について)</p> <p>内装の木質化は、現在も行っており、次期公共施設整備計画にも利用していくことを示す予定である。</p> <p>木造化については、建築基準法等や利用目的、安全性、維持管理、経済性等の検討が必要となる。</p> <p>また、一般的に構造部材を「あらわし」にした一定規模以上の木造建物は鉄筋コンクリート造、鉄骨造と比較して高コストになる。</p> <p>なお、狛江市では敷地に余裕がないため設備機器等の重量物を屋上に設置することが多く、木造の場合、梁や柱が増加する場合もあり、室内の意匠性や経済性にも影響があるため、個別物件ごとに施設所管課と調整を行う。</p>

地域活性課	
根拠法令	地域雇用開発促進法第6条第1項「当該区域に係る地域雇用開発の促進に関する計画」
策定状況	策定する予定はない
策定しない理由	<p>本法律は、雇用機会が不足している地域内に居住する労働者に関し、就職の促進その他の地域雇用開発のための措置を講じ、もって当該労働者の職業の安定に資することを目的としている。</p> <p>雇用開発促進地域の設定は、労働市場圏としてのまとまりごとに雇用情勢を判断する観点から、ハローワークの管轄区域を基本としている。東京都内及びハローワーク府中管内における雇用情勢は安定していることから、狛江市において計画は策定する必要がないと判断をしている。</p>

地域福祉課	
根拠法令	社会福祉法第 107 条第 1 項「市町村地域福祉計画」
策定状況	策定済「狛江市地域福祉計画」
—	
根拠法令	成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項
策定状況	策定予定
策定予定時期	多摩南部成年後見センター構成 5 市で、平成 31 年度中に策定
根拠法令	<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 25 条第 1 項「市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想」</u>
策定状況	<u>策定する予定はない</u>
策定しない理由	<u>構想としては策定せず、令和 2 年度に予定している狛江市地域福祉計画の改定の中で考え方を整理する。</u>

福祉相談課	
根拠法令	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法第 9 条第 2 項「ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するために必要な基本方針及び計画」
策定状況	策定する予定はない
策定しない理由	市内に対象者がおらず、東京都の計画に準じて事業を実施するため。区部のように中心部から周辺部まで広範囲にわたってホームレスが存在するという実態になっておらず、対象者が存在する場合は、宿泊所等を活用した生活保護の適用等によって個別に対応するため。

健康推進課	
根拠法令	食育基本法第 18 条第 1 項「市町村食育推進計画」
策定状況	策定済「狛江市食育推進計画」
—	
根拠法令	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第 5 条第 1 項「市町村計画」
策定状況	策定する予定はない
策定しない理由	「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する。」という法律の趣旨と同じく、狛江市高齢者保健福祉計画・第 7 期介護保険事業計画において、「基本目標 3 地域包括ケアシステムの構築の推進」の中で「医療と介護の連携強化」を掲げ、施策を推進しており、個別に計画を策定するよりも、高齢者保健福祉計画に取り込んだほうが柔軟に施策を整備し、実行できると考えており、実際に医療と介護の連携推進に関わる事業 8 項目等の施策もほぼ予定どおり、市内の医療機関・介護事業者とも円滑な連携を図り、現状必要な対応は行っているため、個別の計画策定の必要はないと考えている。

子育て支援課	
根拠法令	母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条第 1 項「自立促進計画」
策定状況	策定する予定はない
策定しない理由	子育て応援プランに包含する形で策定できるか、現在検討中
根拠法令	子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条「子どもの貧困対策計画」
策定状況	策定予定
策定予定時期	平成 31 年度中（子育て応援プランに包含する形で策定予定）

根拠法令	次世代育成支援対策推進法第8条第1項「市町村行動計画」
策定状況	策定済「子ども・子育て応援プラン」
—	

児童青少年課	
根拠法令	子ども・若者育成支援推進法第9条第2項「市町村子ども・若者計画」
策定状況	策定済「狛江市子ども・若者計画」
—	

環境政策課	
根拠法令	バイオマス活用推進基本法第21条第2項「市町村バイオマス活用推進計画」
策定状況	策定する予定はない
策定しない理由	基本理念を農林漁業・農山漁村の活性化としており、都市部での計画策定はなじまないため。（東京都及び都内市町村未策定）
根拠法令	生物多様性基本法第13条第1項「生物多様性地域戦略」
策定状況	策定予定
策定予定時期	平成31年度中

根拠法令	都市の低炭素化の促進に関する法律第7条第1項「低炭素まちづくり計画」
策定状況	策定する予定はない
策定しない理由	<p>狛江市環境基本計画(狛江市地球温暖化対策実行計画(区域施策編))等で一定の内容を包含しているため。</p> <p>現行計画の該当箇所：環境基本計画(P32-36 E低炭素・エネルギー)</p> <p>また、現在改定作業中の狛江市環境基本計画(狛江市地球温暖化対策実行計画(区域施策編))にも同様に記載する予定としている。</p>
根拠法令	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条第1項「行動計画」
策定状況	策定する予定はない
策定しない理由	<p>狛江市環境基本計画やその実行計画となる狛江市環境保全実施計画に内容を包含しているため。</p> <p>現行計画の該当箇所：環境基本計画(P45-47 Iパートナーシップ) ：環境保全実施計画(P64-66)</p>
根拠法令	地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第4条第1項「地域連携保全活動計画」
策定状況	策定する予定はない
策定しない理由	現在策定中の(仮称)狛江市生物多様性地域戦略に内容を包含するため。
根拠法令	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項「地方公共団体実行計画」
策定状況	策定済「狛江市地球温暖化対策実行計画」
—	

根拠法令	気候変動適応法第12条「地域気候変動適応計画」
策定状況	策定する予定はない
策定しない理由	<p>狛江市環境基本計画(狛江市地球温暖化対策実行計画(区域施策編))で一定の内容を記載しているため。</p> <p>また、現在改定作業中の狛江市環境基本計画(狛江市地球温暖化対策実行計画(区域施策編))にも前計画より濃い内容で記載する予定としているため。</p> <p>現行計画の該当箇所：環境基本計画(P83 重点環境プロジェクト⑤地球温暖化への適応を検討する)</p>
根拠法令	都市緑地法第4条「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」
策定状況	策定済「狛江市緑の基本計画」
—	
根拠法令	雨水の利用の推進に関する法律第9条「市町村の区域内における雨水の利用の推進に関する計画」
策定状況	策定する予定はない
策定しない理由	<p>狛江市環境基本計画で一定の内容を記載しているため。</p> <p>また、現在改定作業中の狛江市環境基本計画にも前計画にも継続して記載する予定としている。</p> <p>現行計画の該当箇所：環境基本計画(P22-25 B水)</p>

#### まちづくり推進課

根拠法令	空家等対策の推進に関する特別措置法第6条第1項「空家等対策計画」
策定状況	策定済「狛江市空家等対策計画」
—	



根拠法令	都市再生特別措置法第 81 条「立地適正化計画」
策定状況	策定予定
策定予定 時期	令和 3 年度中に策定予定
根拠法令	建築物の耐震改修の促進に関する法律第 6 条第 1 項「耐震改修促進計画」
策定状況	策定済「狛江市耐震改修促進計画」
—	
根拠法令	国土利用計画法第 8 条第 1 項「国土利用計画（市町村計画）」
策定状況	策定する予定はない
策定しない理由	国土利用計画法の土地利用に関しては、森林や農地等に特化している。市域のほぼ全域が市街化区域である狛江市の土地利用に関しては都市計画マスタープランで整理しているため、国土利用計画を策定していない。東京都及び都内の自治体で国土利用計画を策定している自治体はない。
根拠法令	景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条「景観計画」
策定状況	策定する予定はない
策定しない理由	景観計画の策定は、景観行政団体が定めることができ、原則として景観行政団体は都がその役目を担うことになる。景観行政団体は、景観法に基づいた項目に該当する区域に景観計画を定めることができるが、景観計画区域に指定された区域では、建築や建設等の景観に関わる開発を行う場合に、設計や施工方法等を景観行政団体に届け出る義務等が生じる。狛江市は、建築主事を置いておらず、建築に関する指導権限がなく、景観行政団体になるには合わせて建築主事を置く必要があるが、その予定はない。

道路交通課	
根拠法令	無電柱化の推進に関する法律第8条第2項「市町村無電柱化推進計画」
策定状況	策定済「狛江市無電柱化推進計画」
—	
根拠法令	交通安全対策基本法第26条第1項「市町村交通安全計画」
策定状況	策定済「狛江市交通安全計画」
—	
根拠法令	自転車活用推進法第11条第1項「市町村自転車活用推進計画」
策定状況	策定する予定はない
策定しない理由	<p>計画策定は、国が平成30年6月、都が平成31年3月に策定している。法で市町村計画は、それぞれの計画内容を勘案して策定するものとされている。</p> <p>また、それぞれの計画期間が令和2年までとなっており、近くに改正が行われる。国及び都の現計画内容と狛江市の実情を考慮した場合、なじまない内容が多々あるため、改正後の計画内容を吟味した上で判断していきたい。</p>
根拠法令	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第7条第1項「自転車等の駐車対策に関する総合計画」
策定状況	策定する予定はない
策定しない理由	計画策定されていない現状でも、放置自転車対策の周知も進み、撤去台数が減少傾向であるため。

根拠法令	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項「地域公共交通網形成計画」
策定状況	策定する予定はない
策定しない理由	狛江市内には様々な路線バス等の十分な公共交通網が形成されている。細街路へ対応する輸送サービスの提供は現状の道路環境や事業者の課題等を考慮すれば非常に難しいと判断しているため、策定には至っていない。

指導室	
根拠法令	いじめ防止対策推進法第12条「地方いじめ防止基本方針」
策定状況	策定済「狛江市いじめ防止基本方針」
—	

社会教育課	
根拠法令	スポーツ基本法第10条第1項「地方スポーツ推進計画」
策定状況	策定済「狛江市スポーツ推進計画」
—	

図書館	
根拠法令	子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項「市町村子ども読書活動推進計画」
策定状況	策定済「狛江市子ども読書活動推進計画」
—	